

第177回国会

経済産業委員会議録 平成 23 年 7 月 29 日

- ① 一般電力会社の地域独占との関係について
- ② 共同電力会社の供給先の再生可能エネルギー発電
- ③ 共同電力会社の再生可能エネルギー発電、一般電力会社の再生可能エネルギー発電
- ④ 再生可能エネルギーの地域性と地方優遇へ
- ⑤ 規制改革や許認可での、国地方の協力義務
- ⑥ ピークカットへの誘導
- ⑦ サーチャージの計算へのコスト減の反映、透明性
- ⑧ 高品質電力需要者への配慮
- ⑨ 学校、公民館の再生可能エネルギー発電と補助
- ⑩ パネルが廃棄されるとき

① 一般電力会社の地域独占との関係について

○白石委員 民主党の白石洋一でございます。

今回、重要法案の質問に立たせていただきまして、関係者の方に感謝いたします。

私は、法案の趣旨を支持する者であります。さらに理解を深めるための質問を十項目準備いたしましたので、よろしくをお願いします。

質問を細かく分けていきます。

まず第一でありますけれども、今、この固定価格買い取り制度というのは、義務的にサーチャージをしていくというものであります。今、十社、地域独占を認められている電力会社があり、その体制との関係でありますけれども、サーチャージというのは、この地域独占を前提としているのでしょうか、お願いします。

○海江田国務大臣 必ずしも地域独占を前提としておりません。必ずしもはなくてもいいです。地域独占を前提としておりません。

○白石委員 ありがとうございます。

それであるならば、将来、発送電分離をした場合、これは地域独占でなくなるということなんですけれども、その場合でも、この法律が、可決して施行されて、そのまま使われるということになるのでしょうか。

○海江田国務大臣 発送電分離の話はこれからしっかりと議論をしていけばいい話ではありますが、ただ、委員お尋ねのように、仮に発送電分離をした場合でも、小売の事業者、この人たちがみずからの需要家からサーチャージを徴収して、そして、これは負担調整機関のような調整メカニズムといいますけれども、それは全体につけることができますので、そういうメカニズムを通して、買い取りを行った事業者の買い取り費用に充てることになれば、制度としてこのサーチャージの制度は十分成り立つ、こう考えております。

○白石委員 ということは、小売ということですから、発送電の送電部門がチャージしていくということになるわけでありませう。

では、そこまで来るのであれば、国費負担、つまり国民の税金で負担するという考え方もあろうかと思えますけれども、その点について、大臣、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○海江田国務大臣 今、委員は、国民の負担、税金という形でお話ございましたけれども、サ

一チャージというのは、電気料金という形で、同じ国民の負担でございます。

ただ、やはりこの制度というのは、税金、一般財源にしてそこから歳出をするということよりも、電気料金に追加的にお願いをするということでやりました方が、一昨日の委員会でもお話をさせていただきましても、この買い取りの法律というのは、何か、国民の負担がなくて、この法律ができると再生可能な自然エネルギーが飛躍的にふえるという考え方よりも、むしろ、少し苦い薬を飲むことになるのではないだろうか、苦い薬を飲むけれども、この制度を導入することによって、エネルギー安全保障の面でもCO2の排出の面でも、そうした新しい再生可能エネルギーのシェアがふえていくんだから、ここはぜひ負担をお願いするということをはっきり申し上げたいということを私は言いました。

その意味でいうと、直接電気料金に上乗せをした方が、負担感が、自分がこの制度を導入することによって幾ら負担がふえたかということがわかりますから、それからまた、それは同時に負担をなるべく下げるような努力にもつながっていくと思いますので、そういう意味で、サーチャージ、料金の方に上乗せをするという方式を私は選んだわけでございます。

② 共同電力会社の供給先の再生可能エネルギー発電

○白石委員 わかりました。

二つ目に参ります。

独立系の発電会社、この法律では特定電気事業者というふうに言われていますけれども、共同電力とか、あるいは商社系の小売をしている電力会社もあると思うんですけれども、この供給先の工場とかで再生可能エネルギーの買い取り義務、つまりインディペンデントな発電会社も買い取り義務があるんでしょうか。

○安井政府参考人 お答え申し上げます。

この法律の中では、一般電気事業者と、先ほどお話ございました特定電気事業者、及び特定規模電気事業者、この三種類の者に買い取りの義務が生じることになってございますので、今お話のございました共同電力のような場合は、その共同電力に対して顧客が電気を買ってくれという契約締結を求めれば、その契約を締結する義務がその特定電気事業者に発生する、こういうことでございます。

○白石委員 そうであるならば、共同電力さんのお客さんというのは地域の電力会社からも電気を供給してもらっていると思うんですね。もうちょっと具体的に言えば、私の地域でいえば、共同電力さんが工場に供給しているんですけれども、その工場は、また別途、名前はあれですけれども四電さんとか中電さんとかからも電気をもらっている。その工場の屋根に太陽光パネルをつけました、どちらに買ってもらうというふうに考えればいいんでしょうか。

○安井政府参考人 まさに、この需要家の方が、御自分が設備などの関係でつなぎやすい電気事業者の方に契約締結を求めていただければ、その契約の締結を求めていただいた方が契約義務を負うというたてつけになってございます。

今おっしゃったようなパターンの場合は、通常は共同電力さんが大体主な供給者になっていらっしゃるの、そちらでも構わないんですけれども、接続線さえ用意していただければ、一般電気事業者、四国の場合は四国電力さんに締結を求めていただければ、そちらに買い取りの義務が発生をする、こういうことでございます。

○白石委員 ということであれば、再生可能なエネルギー、太陽光パネルをつけたお客さんの選択で、あなたが買い取ってくださいと言え、買い取り義務によって買い取ってもらうことができるということですね。確認です。

○安井政府参考人 接続のための線さえ用意していただければ、そのようなことに相なります。

③ 共同電力会社の再生可能エネルギー発電、一般電力会社の再生可能エネルギー発電

○白石委員 わかりました。

三つ目に参りたいと思います。

では、独立系の共同電力とか小売をやっている電力会社が再生可能エネルギーを発電した場合、共同電力さんが自分で新たに太陽光パネルだとか水力発電所を開発した場合、あるいは、今も持っているんです、五千キロワット以下のものもあるんです、こういったものは、さっきのパターンでいえば、電力会社さん、四電さんに買ってもらうことができるんでしょうか。確認です。

○安井政府参考人 今おっしゃっているのは、例えば、ある特定電気事業者さんが、四国の場合でいえば、四国電力さんの管内のどこかに太陽光の発電施設をおつくりになった、そうすると、先ほど申し上げたように、そこから接続線を引っ張っていただければ、四国電力に販売していただくということは可能でございます。

○白石委員 それでは、もう少し展開して、例えば、事例で挙げますと、瀬戸内海に潮流発電所を四電さんがつくりました、でも、場所柄、これは中電さんに買ってもらうと。つまり、既存の、今の十社のうち一社がほかの電力会社さんに再生可能エネルギーを買ってもらう、これもできるんでしょうか。

○安井政府参考人 今おっしゃいましたように、例えば四国電力が、中国電力の管内と申しませうか、潮流発電ですからあれですけれども、そこで発電をなさせて、中国電力の方に接続をして、買い取り義務の請求をする、契約の締結を求めるということは可能でございます、その場合には中国電力側に契約締結の義務が生じるという構成になってございます。

④ 再生可能エネルギーの地域性と地方優遇へ

○白石委員 わかりました。

次に、四番目の地域性について質問をさせていただきます。

この再生可能エネルギーというのは、地方、いわゆる田舎の方が場所があるので普及するわけですね。他方、都会、例えば東京とかは場所がないからなかなかこれは難しいと思います。

でも、この再生可能エネルギーというのは、非常に公益に資する、身体にもより安全である、それからエネルギー安全保障とか温暖化対策であるとか、こういう公益に資するものである。なのに、サーチャージは、普通でやれば地方の方が高くなる、それを全国でならしても、同じですか。

考え方として、例えば排出権取引ということがあります。これは、よりたくさん排出をした人が排出権を買ってオフセットしていくということです。これと同じ考え方をするのであれば、地方はたくさんこういうものをつくって公益に資する、温暖化ガスも減らすという努力をしているわけですから、再生エネルギーの発電所をたくさんつくった田舎は、むしろサーチャージというのは低くてもいいぐらいじゃないかなと思うんですけれども、このあたりはいかがでしょうか。大臣、お願いします。

○海江田国務大臣 この点は、先ほど私御答弁申し上げまして、そこに関連をしましてまいりますので、私から御答弁を申し上げます。

いずれにしても、今度の制度では、国民の皆様方に広く薄くと申しますか、均一の負担をお願いするという事ですから、そうなりました場合、当然のことながら、今委員が指摘のありましたような問題点も生じてこようかと思っております。

ですから、そのために、これは法律の第三章などで記述してございますが、国が機関を指定いたしまして、この機関に、これは各電気事業者単位になりますけれども、各電気事業者単位で支払う買い取りの費用と、需要家から集まってきますサーチャージの間に乖離がございますから、

これを調整する機能を持たせようと考えております。

○白石委員 その調整のときに、再生エネルギーの導入に努力したところはむしろサーチャージを安くするとか、こういったこともぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

⑤ 規制改革や許認可での、国地方の協力義務

次ですが、五番目であります。

今、規制改革、制度改革を内閣府の方で進めております。内閣府取りまとめで、各府省に協力ももらいながら、例えば国有林、保安林、農地利用の規制改革、こういったことが再生可能エネルギーの普及に必須なわけでありまして。

また、もう一つは許認可の面で、例えば、ここに再生可能エネルギー、例えば水力発電所をつくる、その場合の許認可の条件で公益を比較考量する場合に、この再生可能エネルギーの普及ということにどんどん重みを置いて判断してもらわないといけないと思います。つまり、時代によって公益の中身が、そしてその重みがシフトしてきていると思うんですね。

よって、この法律の中にも規制改革や許認可条件における各省庁や地方公共団体の協力義務を規定し、条文として加えるということについてどのようにお考えでしょうか。ぜひそういうふうにしていただけますか。

○中山大臣政務官 これは法律でいいますと、三十条、三十二条にこのことがある程度規定されてきて、他省庁との協議、つまり、環境省と協議をする、話し合いを緊密にやってくれというふうに規定されております。

つまり、今、日本で一番自然エネルギーでポテンシャルの高いのは地熱です。これは世界第三位でございます。ところが、この地熱発電というのは、自然公園法であるとか温泉法であるとかいろいろなものがありましてなかなかできない。しかしながら、今はそういうことを乗り越えて、地熱発電の有効な自然エネルギーを利用しようということで環境省とも協議をします。

私も、実際、環境省の政務官レベルで、こういう話があるんだったらよく話し合いました。急に温泉のお湯が出なかったとか、こういうことがあっては困るということでございます。あと、風力発電については、音が、低周波を招いて、環境的に非常に住む環境がよくない、こういうふうなこともございます。

ですから、どの場所にやったら規制にかからないかとか、そういうことも協議しようということで、これは他省庁とのしっかりとした緊密な協議が必要だというふうに書かれております。

○白石委員 ぜひ農水省ほか、まあ、国の機関は規定があるということで、地方公共団体にもその旨、つまり、許認可権限を持つところには協力してもらって、そういう規定を、読み込み、解釈ができるような形をお願いしたいなと思います。

⑥ ピークカットへの誘導

次に参ります。六番目でありますけれども、ピークカットについて。

電気使用というのは、時間帯、特に一時から四時、そして曜日によって大きく異なるわけで、ピーク時の電力供給が非常にコストがかかる。そのために設備を維持しないといけない。そして、供給義務としても重いわけですね。

では、電気をがらがん使うのはエアコンで、そういうときは、外はかんかん照りで、太陽光発電はがらがんに回るわけですね。つまり、そういうときに備えてこそ太陽光発電というのを使ってほしいということがあります。ということであれば、市場原理を働かせて、買い取り価格は時間帯別あるいは曜日別にしてピークカットに資するように誘導していくことも考えられると思うんですけども、この点、いかがでしょうか。

○海江田国務大臣 ピークカットの考え方というのは大事でございますが、そのためには、それこそスマートメーターなどの開発が必須になろうかと思っております。ですから、私どももこれからスマートメーターの導入に向けてさまざまな補助をしていくつもりであるということはお話をしておきます。

ただ、例えば時間帯によって買い取り価格を変えていくというふうなケースの場合、事業者の中からは、まだスマートメーターが十分に行き渡っていないような段階では、なかなか、その投資の回収が何年ぐらいでできるかというふうなことについて、不安定だ、見通しがつかなくなるというような指摘もありますから、これはあくまでもまさにこれからの課題としまして、特に、私どもとすれば、スマートメーターの導入というものをしっかり後押ししていきたい、こう思っております。

○白石委員 初めが大事ですので、スマートメーター、要するに時計がついている電力計でありますので、これを最初からつけてもらう。そうでないと、次に新しい制度にレベルアップしようとしたときに、どうしてもそこで障害になってしまうということでもありますから、ぜひその導入あるいは補助を考えていただきたい。一方、小売の方も、時計付きの電力メーターがあると、使う側も高い電気料金帯のときには使用を差し控えることによってピークカットができます。こういったことも考えていただきたいと思います。

⑦ サーチャージの計算へのコスト減の反映、透明性

七番目ですけれども、この太陽光発電というのは、ピークカットに資する、エアコンを使っているときは太陽光もががが回るということで、電力会社さんにとってもピーク時の施設維持の負担が軽くなるということがあります。ということであれば、サーチャージの計算の上で、その分を差し引いて計算するというをお願いしたいんですけれども、その点、いかがでしょうか。

○海江田国務大臣 これも、将来の考え方としては一つあるかと思えます。あるいは、太陽光については、蓄電池の技術を推し進めるということも大切でございます。それから、太陽光が率先をして大量の電気を発電するということによりまして、そのほかの再生可能エネルギーによる発電量と相まって、全体に平滑化と申しますか、ならされますから、そういう中で、先ほどお話のありましたピークカットなどにも役立つことができようかと思えますが、残念ながら、今すぐということではありませんけれども、これからの課題としてこれは大いに研究をしていかなければいけない。

それから、今のお話で、気候と太陽光発電による出力との相関関係、これも詳しいデータをとらなければいけません。それについては実証的な分析を既に行っています。そういうデータも集めておりますので、これからの検討の課題になろうかと思えます。

○白石委員 サーチャージの計算というところは、前半の質問でも、非常に透明性をしっかり頼むということがありました。九条にもあらかじめ規定されているんですけれども、本当に大まかな規定でありまして、ほとんどは省令にゆだねられているということがあります。法律で、あるいは国会で定めるべきだという参考人のお話もありました。こういったことをしっかり外部のチェックができるような形で、サーチャージが納得できるようにしていただきたいなと思えます。

⑧ 高品質電力需要者への配慮

次に、八番目ですけれども、高品質電力需要者についてお伺いしたいと思います。

私がイメージしているのは、精密な工作機械を使う工場であります。こういった工場は非常に波形のきれいな電気が必要で、周波数、電圧、アンペアが均一でなければならないというわけです。そんな中で再生エネルギー、太陽光であれば、お日さんが照ったらばっと電力が上がって、陰ったらがと下がる、こういった電気が入り込むことによってその均質性が乱されないか、

こういったことが懸念されると思うんですけれども、その辺の配慮についてどのように考えていらっしゃるか、お願いします。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

今御指摘のとおり、我が国の競争力の源泉、特にものづくりを初めとする産業の現場において、いかに今おっしゃったような安定して波形のきれいな電力が供給されるかということは致命的に重要だと思っております。マイクロレベルの加工をしたり、あるいはいろいろな高度な加工をするときにこの品質は非常に重要な問題でございます。

現在は、残念ながら、需要というのは刻々と変化をいたしますものですから、こういった変化に対する対応といたしましては、主に石油、ガス等の火力を出力調整する格好でなるべくならしていく、こういうことで対応させていただいて周波数あるいは電圧の変化をクリアする、こういうことでやっているわけでございます。

一方、きょう御議論いただいております再生可能エネルギーでございますけれども、できるだけいろいろなポテンシャルを生かしながらくさん入れていこうということでございますので、一定の量が入ってまいりますと、御指摘のように今の乱れにつながらないとも限らないということでございまして、周波数の乱れとか電圧の上がったり下がったり、こういったいわゆる系統上の課題というのは非常に大きな課題になってまいります。

先ほど部長答弁でもございましたけれども、いろいろな知恵を使っただいて、いろいろなつなぎ方をするものですから、しかも、いろいろな供給者にもつなぐことができる。さっき潮流という話がありましたが、潮流はまだ研究段階でございますので、いずれ政令で指定するような時代が来るといいなと思っておりますが、そういうことがふえればふえるほどそういった対応が必要でございます。

これから後の問題といたしましては、特に蓄電池の技術開発、それから、いわゆるスマートグリッドといいますけれども、双方向の通信を活用した系統側からの再エネの制御といいますか、こういったものは大変有望だと思っております。こういった技術開発を行うことによって、全体としてバランスのよい、波形の美しい品質の電力をたくさん使っていただけるような格好にしていきたいと思っております。

○白石委員 再生可能エネルギーは、そういうデメリットもあります。だからといって参入者を意地悪するのではなくて、ぜひそういう前向きな建設的な形でそのデメリットを解消していただきたいなど。

午前中の参考人のお話だと、ドイツでは優先接続をして、その辺の問題を考えるのは電力会社に課せられているということがありますが、そういう考えも一つでありましょうが、本当にスマートグリッドをみんなで考えるということが必要じゃないかなと思います。

⑨ 学校、公民館の再生可能エネルギー発電と補助

次が、学校、公民館についてであります。

再生可能エネルギーを発電するのは、住宅や事業者だけじゃなくて、学校の屋根とか公民館の屋根、こういったところも考えられると思います。場所を業者さんに貸して賃料を取るだけじゃなくて、みずからそこで発電した場合、その売り上げ収入はちゃんと学校、公民館のものになると考えてよろしいんでしょうか。短く。

○中山大臣政務官 簡単に言いますと、買い取り価格によるというふうに思います。

先生はプロでございますので、投資をした分、どの程度で回収ができるかということだと思っておりますね。ですから、四十二円、四十円、こういう高い金額で買い取るわけでございますので、それで何年たてば十分採算性がある。どのくらい、どこでお金を借りて、どこで金利の安い金を借りて、こうやるとか、いろいろお考えになれば必ず解決できる問題だと思います。あとは、償却とか税額

控除七%もございます。

○白石委員 そういうところは、学校とか公民館は非常に教育効果があるわけでありますね。近隣の公民館なんか、どういうふうにつけたか、みんなで相談し合ってやるということで、非常に知識が普及しやすいセンターになり得る。だからこそ公で補助していく。例えば補助金制度、太陽光パネルを買ったときの補助金制度、これもぜひこういったところには残すとか、あるいは税制、グリーン税制ですね、こういったものもぜひ継続していただきたいなと思います。

その点について一言お願いします。

○中山大臣政務官 今お話したように、買い取り制度ですから、できるだけ買った金額でやっていく。その採算性を、例えばNPOであっても何であっても、やはりそこは先生のようなプロが投資と回収の原則をしっかり教えてやっていただきたいと思います。

それから、あとは補助金に関しては、またしっかりいろいろな議論をしていきたいと思います。

⑩ パネルが廃棄される時

○白石委員 わかりました。

最後に、廃棄物の件についてお伺いしたいと思います。

再生可能エネルギー、中でも太陽光パネルは、急速な普及を願う一方、それらはいつかは壊れるわけでありまして、廃棄しないといけない。このパネルというのは、ちょっと有害であるということも聞いております。家電については、家電リサイクル法によって廃棄の道筋をつくっているわけがあります。このバックエンドをぜひこの分野についてもつくっていただきたいんですけども、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○中山大臣政務官 最後でございますが、これは大変重要なところでございます。

先ほど佐藤理事からちょっとお食事をしているときに話を聞いたんですが、世界がこの新しい日本の制度を見ているんですね。どんどん太陽光のパネルを売り込もうと思っています。もしWTOにひっかからない程度だったら、粗悪品は絶対入れるべきではないと思うんですね。地球を汚したり、土壌を汚すというような結果になります。

そういう面では、リサイクルは極めて重要な御指摘でございます。できる限り日本製品が入ったらうれしいな、安全なものが入ればうれしいな、こういう気持ちであります。世界のルールもでございます。そこら辺をうまく考えて、ぜひ日本の安全なパネルを入れていきたい、このように思っております。

○白石委員 バックエンドのお話が終わったところで、これでエンド、ちょうど時間となりました。

ありがとうございました。

○田中委員長 以上で白石君の質疑は終了しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十一分散会